3 経営第 1433 号 令和 3 年 8 月 20 日

長野県農政部長 殿

[ほか、5県主務部長及び全国農業共済組合連合会会長理事宛て同趣旨の通知を発出]

農林水産省経営局保 険 課 長保険監理官

令和3年8月11日からの大雨に伴う農業保険の対応について

令和3年8月11日からの大雨の影響により、全国で甚大な被害が発生しました。 特に、令和3年8月11日からの大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第 118号)の適用を受けた市町村又は当該市町村を含む県の農業共済組合(以下「組合」 という。)では、農業保険の実施に当たり、加入者の保険料や共済掛金等の払込みの遅 延、現地における損害評価の制約等が懸念されています。

このため、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行う観点から、 下記のとおり、農業保険の払込期限の延長等の措置を実施することとしたので、収入保 険の措置を御了知いただくとともに、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制の確保に 向けて、組合への指導方よろしくお願いいたします。

1 農業保険の払込期限等の延長について

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

全国農業共済組合連合会は、令和3年8月11日からの大雨による災害に係る災害 救助法の適用を受けた市町村に住所を有している加入者及び加入予定者に係る収入 保険の保険料、積立金及び付加保険料(事務費)の支払期限を、当分の間、保険期間 の開始する日から起算して11か月を経過する日を限度に延長することを検討してく ださい。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

① 果樹共済及び畑作物共済

組合は、令和3年8月11日から令和3年11月30日までに共済掛金の払込期限が発生する果樹共済及び畑作物共済の共済関係(令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員との共済関係に限る。)について、果樹共済については令和3年11月30日まで、畑作物共済については共済目的等ごとに、収穫量が明らかになる収穫期の始期の1か月前までを限度に、共済掛金の払込期限を最長令和3年11月30日まで延長することとしてください。

なお、この延長措置によって事業規程に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが 遅延したとしても、「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成 16 年 1 月 9 日付 け 15 経営第 5367 号農林水産事務次官依命通知)第 108 条又は第 131 条の正当な理由 に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとしてください。

また、共済掛金を分納している組合員については、この延長措置によって事業規程に 定める払込期限よりも2回目の払込みが遅延したとしても、法第132条第1項第4号 の正当な理由に該当するため、共済金支払いの免責とはしないという取扱いとしてく ださい。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金の払込期限及び支払猶予期間については、以下のとおりとされているところです。

- ア 家畜共済における新規申込者については、共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間(始期を統一している場合は、特定日から起算して2週間) (支払期限)
- イ 家畜共済における継続加入者については、共済掛金期間の満了の日の翌日から 起算して2週間(支払猶予期間)
- ウ 園芸施設共済における新規申込者については、共済加入申込承諾の通知到達日 の翌日から起算して1週間(支払期限)
- エ 園芸施設共済における継続加入者については、共済責任期間の終了日の前日まで(支払期限)

しかしながら、当該期日までに共済掛金を納めることができなければ、家畜共済の 共済関係が失効する、又は園芸施設共済の共済責任が開始されないなどの不利益が組 合員に生じることとなるため、別紙を参考に都道府県知事の認可を受けて事業規程を 改正し、令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受け た市町村に住所を有している組合員については、家畜共済の払込期限若しくは支払猶 予期間又は園芸施設共済の払込期限が、令和3年8月11日から令和3年11月29日 までに満了する場合には、当該期限等をいずれも令和3年11月30日まで延長するこ ととしてください。

なお、この延長措置によって、共済掛金を分納している組合員の2回目以降の払込み、家畜共済のうち死亡廃用共済における共済金額の増額(期末調整により生じる共済金額の増額を含む。)に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払い及び園芸施設共済における被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払いが遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払いの免責とはしないという取扱いとしてください。

③ 任意共済

組合は、任意共済に係る共済掛金の払込み及び継続加入手続について、令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有している組合員を対象に、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずることとしてください。

④ 共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

①から③までの措置により、共済掛金払込期限等を延長した組合員について、その期間中に生じた事故については、当該組合員の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合は当該組合員に対し、当該組合員が共済掛金を払込期限等

の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することに ついて書面による合意を得ることを条件とします。

- 2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について
- (1)組合員が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の大雨で被災したことより、組合員が組合に適期に被害申告(法第130条の規定による通知をいう。以下同じ。)等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員に早期に共済金が支払われるようにしてください。

その際、組合員から被害申告等がなかったことについて、今回の大雨で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、法第132条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとしてください。

(2)組合の行う現地評価等の取扱い

① 組合の現地評価

組合は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通 の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死廃事故に係る現地確認等

ア 死廃事故発生の通知を受けたとき、現地において損害確認(廃用認定を含む。)を行うことができない場合は、まず、組合員からの電話等による聞取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 大雨により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被

害届の証明書又は遺失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、大雨が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の大雨を原因として、施設の停電、断水、飼料の流通が滞ったこと 等により、損害防止に努めたにも関わらず家畜が死亡した場合は、特定事故であ る自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等に係る取扱い

組合員が通常すべき管理その他損害防止について、今回の大雨で組合員が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、法第132条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとしてください。

(4) 共済金の仮渡し

現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を 早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施 するものとします。

なお、大雨により、耕地や施設が被害を受け、収穫が見込まれないこと又は施設が 全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなときには、当該資料等 に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとしてください。

3 損害評価会の書面議決での実施について

今回の大雨により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に 応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面で行うことができることとしてください。

附則

1 令和3年8月11日以後の損害評価会の運営については、令和3年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をも

- って議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する委員は、あらかじめ通知 のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印 の上、評価会の前日までに当組合に提出しなければならない。

4 加入申請手続の柔軟な対応

令和3年8月11日からの大雨の影響により、農業保険の加入推進のための農業者への個別訪問が困難な場合、農業保険への加入意思のある農業者の農業保険に係る加入申請書類の作成等に時間を要すると考えられます。このため、電話等による農業保険への加入の申出をもって農業保険の加入の申込みがあったものとして取り扱うこととし、加入申請書類の提出等については柔軟な対応を検討してください。

(国で示した「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成 16 年 1 月 9 日付け 15 経 営第 5367 号事務次官依命通知)の附則を参考に作成。)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 家畜共済に係る共済関係(○○市(町)に住所を有する組合員との共済関係に限る。 以下第9項までにおいて同じ。)であって、最初の共済掛金期間に対する組合員負担 共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回目の 払込期限。以下この項において同じ。)が、令和3年8月11日から令和3年11月29 日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされ る場合にあっては、第70条第3項、第4項又は第70条の2第3項)又は第78条第 1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、第79条第3項又は第4項)の 規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和3年11月30日とする。
- 5 前号の共済関係(第55条第2項の規定に基づき特定の日に共済責任が始まる旨を定めている場合を除く。) に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。
 - <u>イ</u> 令和3年8月11日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年8月11日
 - <u>ロ</u> 令和3年8月12日から令和3年11月22日までの間に当該共済関係が成立して いる場合は、当該共済関係が成立した日
- 6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和3年7月28日から令和3年 11月15日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の 規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和3年11月30日までの期間を組合員 負担共済掛金の支払の猶予期間とする。
- 7 家畜共済に係る共済関係について、令和3年7月28日から令和3年11月15日までの間に第74条第2項の増額の請求があった場合にあっては、同項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金(分割支払がされる場合にあっては、その第1回の支払に係るもの。)の払込期限を令和3年11月30日とし、当該共済金額の増額は、令和3年7月28日から令和3年8月10日までの間に請求があった場合は、同年8月11日からその効力を生ずるものとし、令和3年8月11日から令和3年11月

- 15 日までの間に請求があった場合は、当該増額の請求のあった日の翌日からその効力 を生ずるものとする。
- 8 家畜共済に係る共済関係について、令和3年7月28日から令和3年11月15日まで の間に第82条第1項の増額の申出があった場合にあっては、同条第3項の規定にか かわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和3年11月30日とす る。
- 9 家畜共済に係る共済関係について、令和3年7月28日から同年11月15日までの間 に第11条第1項(同条第7項において準用する場合を含む。)の承諾をした場合に あっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超える ときは、第69条第5項又第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の 差額の払込期限を令和3年11月30日とする。
- 10 収穫共済に係る規定は、平成17年産(なつみかん及び農業災害補償法の一部を改正する法律(平成15年法律第91号)による改正後の法第84条第1項第4号の政令で指定する果樹のうち規則で定めるものにあっては平成18年産)の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 11 畑作物共済に係る規定は、平成16年産(ばれいしょ、さとうきび、茶及び蚕繭にあっては平成17年産)の農作物及び蚕繭に係る共済関係から適用するものとする。
- 12 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 13 園芸施設共済に係る共済関係(○○市(町)に住所を有する組合員との共済関係に限る。以下第 15 項までにおいて同じ。)であって、組合員負担共済掛金の払込期限が令和 3 年 8 月 11 日から令和 3 年 11 月 29 日までの間に満了するものについては、第 142 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和 3 年 11 月 30 日(共済責任期間を第 140 条第 3 項の規定により 1 年未満とする共済関係にあっては、共済責任期間の 2 分の 1 を経過する日又は令和 3 年 11 月 30 日のいずれか早い日)までとする。
- 14 前項の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、組合 員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。
 - <u>イ</u> <u>令和3年8月11日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年8月</u> 11日
 - <u>ロ</u> 令和3年8月12日から令和3年11月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- 15 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和3年8月12日から令和 3年11月30日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日(以下この項において「終了日」という。)から令和3年11月30日

までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第 140 条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から1 年間とする。

16 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。